

保護者 様

安中市立松井田南中学校  
校長 高山 茂男

### 学校において予防すべき感染症と出席停止について

お子さまが、学校において予防すべき感染症に罹った場合、学校保健安全法施行規則に基づいて出席停止となります。この期間は、欠席扱いにはなりません。病状が回復して登校する際は、医師に「登校許可証明書」を記入していただき学校に提出してください。

【学校保健安全法施行規則 平成27年4月1日一部改正】

	学校において予防すべき感染症	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限り）、特定鳥インフルエンザ（病原体の血清型がH5N1およびH7N9であるものをいう）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※ただし、第二種の感染症は、病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

主治医 様

ご多用中、恐れ入りますが、登校が可能になりましたら下記の証明書にご記入のうえ、保護者にお渡しください。

安中市立松井田南中学校長

### 登校許可証明書

安中市立松井田南中学校長 様

年 組 氏名

上記の生徒は、病名 \_\_\_\_\_ のため、出席停止になっておりましたが、

他への感染のおそれがなくなりましたので、 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より登校が可能です。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 医療機関名

医師名 \_\_\_\_\_ 印